

「茨城県災害ボランティア活動促進条例（案）」への御意見に対する考え方について

1 実施期間

令和2年10月12日（月）から26日（月）まで

2 御意見の件数

御意見を寄せていただいた方 12名・団体（40件）

3 御意見（要旨）と考え方

番号	条項等	御意見（要旨）	考え方
1	第9条第2項 （人材の育成及び確保）	① 災害の現場，特に水害については，カビを含む有機粉塵によるリスクがあることから，児童生徒が現場で活動するのは不相当と考えられる。この記述のままだと，外部からそのような指摘を受けたり，逆に学校の現場で児童生徒を現場に送り込み，健康被害を起こしてしまう恐れがある。災害ボランティアを知ることが大事だが，健康面の配慮，安全への配慮が必要である。	○ 御意見のとおり，災害ボランティア活動に係る安全確保は大変重要であると考えております。このため，本条例案では，第3条第2項や第10条第6号において，安全確保に関し規定しております。

番号	条項等	御意見（要旨）	考え方
1	第8条第1項 (相互の連携強化)	<p>② 災害ボランティアが個人を指すのか団体を指すのか分からない。両方あるが、大きな災害では県外の団体が入りその多くが JVOAD（全国災害ボランティア支援団体ネットワーク）に属している。こうした全国的なボランティア団体ネットワークとの連携も大事かと思う。また、重機ボランティアや家屋の応急処置のボランティアといったプロボノも災害復旧では欠かせなくなっており、内閣府とプロボノが様々なコネクションを持つようになってきた現在、ボランティアセンターのみならず、災害対策本部へのプロボノの参加も円滑な応急復旧に必要な時代である。多様なボランティアとの連携のあり方を模索するとともに、全国各地の災害を体験したボランティアの知を活かす取り組みがあつてよいのではと考える。</p> <p>③ 近年超高齢化に伴い、被災を機に施設に入り、被災家屋がそのままになったり、被害が理解できず、安全や健康面で問題があつても住み続けるケースもみられる。包括支援センターやケアマネージャー等の地域の介護セクターとの連携も必要である。</p>	<p>○ 本条例案では、「災害ボランティア」について、第2条第3号において、個人と団体の両方を含むものとして定義しております。</p> <p>○ 御意見のとおり、全国的なボランティア団体ネットワークやプロボノなど多様なボランティア等との連携及び協力を図ることは重要であると考えております。このため、本条例案では第10条第1号及び第3号の規定により体制の整備や専門的な技術等の活用を図ることとしております。</p> <p>なお、本条例施行後の具体の連携の在り方に関する貴重な御意見として、県執行部にお伝えいたします。</p>

番号	条項等	御意見（要旨）	考え方
1	第 10 条第 3 号 （被災者の支援の迅速かつ適切な実施）	④ 専門士業との関連が明確ではない。ここ数年、県弁護士会の支援制度等の利用を支援する取り組み、建築士会による建物復旧の取り組みも盛んになってきている。これら専門士業のボランティアな活動とも連携する必要があると思う。	○ 御意見のとおり、専門士業との連携は重要であると考えております。このため、本条例案では第 10 条第 3 号の規定により、専門的な知識、技術及び経験の活用を図ることとしております。
	第 9 条 （人材の育成及び確保） 第 12 条 （普及啓発）	⑤ 町内会・自治会の受援力の高いところは、外部のボランティアや人材を活かして速やかに復旧復興に進んでいく。多くの地方の町内では、外部の人との交流は平素少ないと思うが、有用な知識と経験、技能を持つ「よそ者」を上手く活用することが大事である。頼まなくてもやってくるボランティアがいること、信頼できる人を見極めること、地域だけで何とかしようとせず外部の人材に任せるとは任せること、その任せ方を理解すること、といった受援力の育成も災害復旧のためには重要である。	○ 御意見のとおり、災害からの迅速な復旧復興を図るため、平時から、いわゆる「受援力」を育成しておくことは重要であると考えております。このため、本条例案では、それも含めて災害ボランティア活動に関して県民の皆様にご理解とご関心を深めていただく取組を推進する趣旨で第 9 条及び第 12 条を規定しております。
	第 10 条第 5 号 （被災者の支援の迅速かつ適切な実施）	⑥ 県外から来たボランティアの宿泊も大きな課題である。被災地の周りでは、宿泊施設が風評被害で休業に追い込まれることが多々ある。被災地内でも駐車場さえ確保できれば、車で来るボランティアは車中泊ができる。長野ではボランティアに温泉利用券を配布したり、チケットで安く飲食店を利用できる取り組みがあった。災害では地域経済が止	○ 本条例案では、県外から来るボランティアによる活動も含め、県内で実施される災害ボランティア活動について、第 10 条で必要な施策を講ずるよう規定しております。 なお、本条例施行後の具体の取組に関する貴重な御意見として、県執行部にお伝えいたします。

番号	条項等	御意見（要旨）	考え方
1		<p>まってしまうので、宿泊、飲食を通じて、ボランティアに少しでも経済を回してもらうのも大事である。市町村は現場対応で手一杯になるので、これらの斡旋に県が関与することも大事である。</p>	
	<p>第 10 条 （被災者の支援の迅速かつ適切な実施） 第 14 条 （推進体制の整備等）</p>	<p>⑦ 県内のボランティアの活動への資金援助はもとより、県外からくるボランティアへの補助もまた重要である。新潟の 2 度の地震では、県そのものではないが、新潟 NPO 協会が募金を募り、集めた募金を広く県内外を問わず被災者支援を行った個人・団体に配分した。額は活動の全額ではないが、ボランティア活動の大きな支えになった。茨城県内の中間支援団体を通じて、そうした支援を充実させる必要があるのではと思う。</p>	<p>○ 本条例案では、県外から来るボランティアによる活動も含め、県内で実施される災害ボランティア活動について、第 10 条で必要な施策を講ずるよう規定しております。</p> <p>なお、本条例施行後の具体の取組に関する貴重な御意見として、県執行部にお伝えいたします。</p>
	<p>第 10 条第 5 号 （被災者の支援の迅速かつ適切な実施）</p>	<p>⑧ 重機ボランティアについては、重機の運用・維持管理や免許の維持にも多額の費用が掛かっている点に鑑み、地元業者との関係性に留意しつつ、一部費用を補助するのがよいのではと考える。</p>	<p>○ 御意見ありがとうございます。</p> <p>本条例施行後の具体の取組に関する貴重な御意見として、県執行部にお伝えいたします。</p>
2	<p>第 5 条 （広域にわたる被害の発生時等における県の対応） 第 10 条第 6 号</p>	<p>⑨ 災害からの復旧復興はボランティアの人たちの力が欠かせないので、条例の制定に期待する。災害が発生しても、この条例があって良かったね、と感じることができるようにしてもらいたい。第 5 条や第 10 条第 6 号は</p>	<p>○ 御意見ありがとうございます。</p> <p>本条例施行後の取組に関する貴重な御意見として、県執行部にお伝えいたします。</p>

番号	条項等	御意見（要旨）	考え方
2	(被災者の支援の迅速かつ適切な実施)	良い視点だと思う。	
3	第9条 (人材の育成及び確保) 第12条 (普及啓発)	⑩ 東日本大震災から10年になる。当時の記憶が薄れ、ボランティア活動をしたくても何ができるか分からずに活動に二の足を踏んでしまうことも多いのではないかと。 また、ボランティアの方をお願いすることに遠慮があったり、不安に思っ頼めないこともあるのではないかと。 その辺りを条例で取り組んではいかかか。	○ 御意見のとおり、災害ボランティア活動に関して、県民の皆様へ理解と関心を深めていただくことは重要であるとと考えております。このため、本条例案では、第9条及び第12条の規定により、取組を進めていくこととしております。
4	第4条2項第1号 (県の責務)	⑪ 本条例案の趣旨は素晴らしいところであり早急に進めてほしいと考える。条例を施行後、具体的な内容について詰めていくのではと考えるが、その際には、 ・ 災害ボランティアを平時より統括（経理、広報など）や災害ボランティア同士の顔をつなぐ部局を置く。（県もしくは委託事業） ・ 県が認める災害ボランティアについてはホームページ等広報や通信について代行する。 ・ 県が認める災害ボランティアについては複数の組織が同居した事務所を置く費用を負担する。 【理由】 茨城県防災士会にお話を伺ったところ、「事務所がない、ホームページすら作れな	○ 本条例案では、第10条第1号の規定により、災害ボランティア活動の円滑な実施に資する活動を行うための団体の育成又は体制の整備を図るとともに、第14条の規定により県の推進体制の整備を図ることとしております。 災害ボランティアの平時の活動に関する支援については、本条例施行後の具体の取組に関する貴重な御意見として、県執行部にお伝えいたします。

番号	条項等	御意見（要旨）	考え方
4		<p>い、個人の連絡先を使用している。」とお聞きした。行われていることはボランティアセンターの設置協力、地域避難計画への協力、啓蒙活動など素晴らしいところがあった。事務所がない、ホームページがない、などあってはならないと考える。</p> <p>県有資産（三の丸庁舎地下空き部屋など）などで対応すべきと思い、行動へ移させるためにも具体的に記述する必要があると考える。</p>	
	第6条 （県民の理解）	⑫ 第6条（県民の理解）は、県が主体的に災害ボランティアについて啓蒙及び活動への接点を作ることとした上で初めて載せることができると考える。第4条（県の責務）を具体的に決める必要があると考える。	<p>○ 県民の皆様には災害ボランティア活動に関する理解と関心を深めていただくために、本条例案では第9条及び第12条の規定により普及啓発等を進めていくこととしております。</p> <p>また、第4条の県の責務については、第8条から第10条までの規定により具体的に定めております。</p> <p>なお、さらに具体的内容については、本条例施行後の取組として検討がなされるよう、貴重な御意見として、県執行部にお伝えいたします。</p>
	第7条1項 （事業者の協力）	⑬ 具体的な見返りが必要だと考える。	<p>○ 御意見ありがとうございます。</p> <p>本条例施行後の具体的取組に関する貴重な御意見として、県執行部にお伝えいたします。</p>
	第9条2項 （人材の育成及び確保）	⑭ 義務教育での授業試験項目、高校などにおける卒業必要項目に含める必要があると考える。	<p>○ 御意見ありがとうございます。</p> <p>本条例施行後の具体的取組に関する貴重な御意見として、県執行部にお伝えいたします。</p>

番号	条項等	御意見（要旨）	考え方
4	第10条第1項第1号 (被災者の支援の迅速かつ適切な実施)	<p>⑮ 災害ボランティアが各被災者宅を訪問する際、作業内容を取り仕切る指揮官がグループに一人同行するとの記述が必要と考える。</p> <p>【理由】 被災者からの要望はバラバラだが作業内容、方法について訪問したボランティア対応は場当たりのためであり何をしてよいのか分からない時がある。</p>	<p>○ 御意見ありがとうございます。 本条例施行後の具体的な取組に関する貴重な御意見として、県執行部にお伝えいたします。</p>
5	第1条 (目的)	<p>⑯ 第1条の社会福祉協議会の位置づけが、県社協なのか、市町村社協なのか、その両者なのか不明瞭である。</p> <p>【修正案】 県、市町村、県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会（以下これらを「行政等」という。）</p>	<p>○ 本条例案では、「社会福祉協議会」について、第2条第5号において、県と市町村の社会福祉協議会の両者を含むものとして定義しております。</p>
	第8条 (相互の連携強化)	<p>⑰ 第8条第1項は、県と市町村、市町村社協との連携強化を謳った条文である。重大な災害では県外のボランティア団体が支援に入る。その多くは、「全国災害ボランティア支援団体ネットワーク」に属している。こうした全国的なボランティア団体ネットワークとの連携も視野に入れた連携強化が必要である。</p> <p>また、重機ボランティアや家屋の応急処置のボランティアといった専門性の高い全国的な支援団体、いわゆるプロボノも災害復旧</p>	<p>○ 御意見のとおり、全国的なボランティア団体ネットワークやプロボノなど多様なボランティア等との連携及び協力を図ることは大変重要であると考えております。このため、本条例案では第10条第1号及び第3号の規定により体制の整備や専門的な技術等の活用を図ることとしております。</p> <p>なお、本条例施行後の具体的な連携の在り方に関する貴重な御意見として、県執行部にお伝えいたします。</p>

番号	条項等	御意見（要旨）	考え方
5		<p>では欠かせなくなっている。内閣府防災担当もプロボノと様々な連携を持っている。ボランティアセンターのみならず、災害対策本部へのプロボノの参加も円滑な応急復旧に必要な時代である。多様なボランティアとの連携のあり方を模索するとともに、全国各地の災害を体験したボランティアの知を活かす取り組みを行うべきである。</p> <p>【追加修正案】（第8条第2項として追加） 全国的に活動を行う災害ボランティア団体、専門的な知識や技術を有する災害ボランティア団体及び個人、弁護士や行政書士、社会福祉士などの国家資格を有する災害ボランティア団体および個人などとの連携を強化すること。</p>	
	第14条 （推進体制の整備等）	⑱ 災害ボランティア基金の造成は喫緊の課題である。市町村、市町村社協が迅速にボランティア活動を立ち上げられるために、10億円単位での基金造成を強く要望する。	○ 御意見ありがとうございます。 本条例施行後の具体の取組に関する貴重な御意見として、県執行部にお伝えいたします。
	第10条 （被災者の支援の迅速かつ適切な実施）	⑲ 県外からの専門性の高いボランティア受入れに関しては、宿泊に伴う費用、移動や重機の搬入に係わる費用などを支援することが必要である。県内に県外とのボランティア、プロボノ、士業ボランティアなどとの連携の中核となる組織（県社協又は中間支援団体）を通じて、そうした団体との連携、支援	○ 本条例案では、県外から来るボランティアによる活動も含め、県内で実施される災害ボランティア活動について、第10条で必要な施策を講ずるよう規定しております。 なお、本条例施行後の具体の取組に関する貴重な御意見として、県執行部にお伝えいたします。

番号	条項等	御意見（要旨）	考え方
5		を充実させるべきである。	
6	第10条 （被災者の支援の迅速かつ適切な実施）	⑳ 条例の制定に賛成である。必要なものだと思う。ボランティアの経験から、ボランティア活動の拠点ができればと感じている。	○ 本条例案では、災害ボランティア活動を行いやすい環境整備に関して、第10条第5号で規定しております。 なお、本条例施行後の具体の取組に関する貴重な御意見として、県執行部にお伝えいたします。
7	第2条第2号 （定義） 第9条第1項 （人材の育成及び確保） 第10条第4号 （被災者の支援の迅速かつ適切な実施）	㉑ 今回の条例作成は素晴らしいことで、災害時のボランティアはとても重要である。 ※ ボランティアする人は大別すると2とおり A 何かしらスキルがあるから、すぐ参加する人、継続活動をする人 B 簡単な作業ならできるかも、と様子を見て人、単発参加者 ※ 「活動促進」という言葉の意味合いが広いので何を指しているのか具体的に見えないが、解説の中に『災害ボランティア活動をしやすくすること』とあることから、今までのボランティア活動を通して日頃感じている次のことをいうのでしょうか？ 活動促進とは ① 災害現場の情報確保（ABとも） ② 災害現場までの移動手段（ABとも） ③ 現場での滞在場所の確保（ABとも） ④ 現場での判断、指揮系統と責任（ABと	○ 御意見のとおり、本条例案第2条第2号に規定する「災害ボランティア活動」を促進するに当たり、コーディネーター等の育成や確保は重要であると考えております。このため、本条例案では、第9条第1項や第10条第4号の規定により、研修や訓練を通じて人材の育成や確保の取組を推進することとしております。 なお、県庁の所管部署や連携協力の在り方、災害ボランティア活動の促進のための具体の取組については、本条例施行後の取組に関する貴重な御意見として、県執行部にお伝えいたします。

番号	条項等	御意見（要旨）	考え方
7		<p>も)</p> <p>⑤ 活動時の保険 (AB とも)</p> <p>⑥ 作業の指導 (B のみ)</p> <p>⑦ その他</p> <p>などである。①～⑥のように災害ボランティアの活動を促進するには、コーディネーターもしくはファシリテーターが必要不可欠となる。今回の条例文を見る限り、その辺の位置づけ、役割が見えてない。また、条例案の文面の各所に『県との連携協力』とあるが、具体的な中身が見えてこない。口は出すがお金は出さないという姿勢は避けなければならないと思う。県のどの部署が管轄し県社協との連携をどうとるのか？また、自衛隊等の災害派遣活動等の調整は各首長が中心になって決裁していた。</p>	
—		<p>㉔ 今までの災害ボランティアのメイン活動が、荷物の搬出であり、ごみの発生が問題になっていることから、日ごろから各市町村内での災害シュミレーションを行う必要がある、そのためには専門家(条例の中にもある、保健医療、公衆衛生、土木工学など)からのアドバイスのもと、基本的な活動をしておく必要がある。これらに対する費用の捻出、災害発生時の現場活動など具体的な内容を付与しておくべきであろう。現実はその専門家</p>	<p>○ 御意見ありがとうございます。</p> <p>災害ゴミの取扱いに関する関係機関との連携等を含め、本条例施行後の具体の取組に関する貴重な御意見として、県執行部にお伝えいたします。</p>

番号	条項等	御意見（要旨）	考え方
7		の指導の下にボランティアが活動することになると考える。	
	第9条第2項・第4項 （人材の育成及び確保）	㉓ 第9条の教育のところは大賛成であり、まさに「災害教育」の重要性が大事。教育プログラムにどれだけ取り込めるかはわからないが、日頃からボランティアの心構え、具体的な野外活動（昔のボーイスカウトの内容等）を行うことが必需、例えば運動会の種目の中に、土嚢袋詰め、担架搬送、などを競技の中に取り入れるなども一案ではないだろうか。	○ 御意見ありがとうございます。 本条例施行後の具体の取組に関する貴重な御意見として、県執行部にお伝えいたします。
	第9条第2項・第4項 （人材の育成及び確保） 第10条 （被災者の支援の迅速かつ適切な実施）	㉔ 中学、高校生、大学生など未成年のボランティア参加に対しては、学校単位で活動できるようなシステム構築も重要。また企業単位での活動も現地で受け入れ、取りまとめが容易になるので積極的受け入れ態勢も検討すべき。	○ 御意見ありがとうございます。 本条例施行後の具体の取組に関する貴重な御意見として、県執行部にお伝えいたします。
	第10条 （被災者の支援の迅速かつ適切な実施） 第11条 （県外における災害ボランティア活動に対する支援）	㉕ 茨城県民による県内の活動がメインを対象にしているが、県民が県外への活動（第11条）の際必要な施策を講じるとあるが、これは他県との調整が難しいので、とりあえず別枠として検討していくことが望ましい。その代わりに、他県からのボランティア受け入れ態勢への対策も重要。例えば、受入れ地域では受付時に、県内ボランティアと県外ボランテ	○ 本条例では、県外から来るボランティアによる活動も含め、県内における災害ボランティア活動について、第10条で必要な施策を講ずるよう規定しております。 なお、本条例施行後の具体の取組に関する貴重な御意見として、県執行部にお伝えいたします。

番号	条項等	御意見（要旨）	考え方
7	第10条 （被災者の支援の迅速かつ適切な実施）	<p>②⑥ この条例施行後において、ボランティア活動促進するにあたり、県民に対し災害ボランティアを事前登録制とし、災害発生時にその名簿をもとに受付することで、現地登録等の管理が容易になることは現場受け入れ先の負担軽減になる。（氏名、住所等のほかどんな訓練等に参加し、特技は何かとか。個人情報の問題が出るかとは思いますが、現地ではこの登録作業が重労働かつ時間がかかる）</p>	<p>○ 御意見のとおり、あらかじめ、ボランティア活動に参加する意欲がある方に登録していただき、必要な情報を適時適切に提供できるようにすることは、災害ボランティア活動による被災者の支援が迅速かつ適切に実施されるようにするために、重要な取組だと考えております。このため、本条例案では第10条第2号を規定しております。</p> <p>なお、本条例施行後の具体の取組に関する貴重な御意見として、県執行部にお伝えいたします。</p>
	第10条 （被災者の支援の迅速かつ適切な実施）	<p>②⑦ 3月まで続いていた、ボランティアバスの運行を参考にしたボランティアを災害現場に輸送するシステムなどはまさにいばらき方式であり、活動を継続させるかの支援も重要と考える。</p>	<p>○ 御意見ありがとうございます。</p> <p>本条例施行後の具体の取組に関する貴重な御意見として、県執行部にお伝えいたします。</p>
8	第9条第2項 （人材育成及び確保）	<p>②⑧ 県内の自主防災組織は、9割前後と高い組織率の報告があるが、活動実態は停滞し、1割程度の稼働率が現実である。この実態を踏まえ具体的に、どのような方法で気運の醸成に取り組むのか。例示を具体的に示すことが肝要である。</p> <p>【例示】</p> <p>「自主防災組織等は、その地域の区長又は地区会長、地区役員などと地区内の自然、社会特性等を把握する防災活動を行うこと</p>	<p>○ 自主防災組織に積極的に防災活動や災害ボランティア活動の機運の醸成に取り組んでいただくことは重要なことだと考えております。このため、本条例案では第9条第2項の規定により取組の推進を図ることとしております。</p> <p>なお、本条例施行後の具体の取組に関する貴重な御意見として、県執行部にお伝えいたします。</p>

番号	条項等	御意見（要旨）	考え方
8	第2条 （定義）	<p>と併せて，災害ボランティアの活動に関する気運の醸成に取り組むように努めること。」</p> <p>㊸ 災害ボランティア活動の範囲（初動，中期，長期）の明確化が必要ではないか。</p> <p>大規模災害時（震災，風雨水害等）の被災地は，時間の経過と共に，必要とするニーズも多種多様，質・量とも膨大となり，行政のみの対応では限界を超える。</p> <p>各段階で，全国から多様なスキルを持ったボランティアが参集するボラセンでは，当初，保険加入，参加者スキルの自主申告，手上げ方式で被災ニーズに応じ，マッチング，資機材の貸し出し等行い，現地へ派遣となる。初期段階で多くの作業は，泥出し，畳上げ，罹災物件（水没・破損）の搬入，清掃等で多くのボランティアの作業が開始される。この際の，ボランティア活動の業務範囲を，初動，中期，長期の客観的な角度から業務範囲を決め，全国に先駆けた条例を定めるべきである。</p>	<p>○ 災害ボランティア活動の範囲については，御意見のとおり，現場でのニーズと密接に関係するものであるため，条例で一義的に定めることは課題があると考えております。</p> <p>なお，現場での対応に関する貴重な御意見として，県執行部にお伝えいたします。</p>
9		<p>㊹ 社会福祉協議会では，災害ボランティアセンターを立ち上げた時，運営にかかる経費を心配してしまう。行政からの支援及び連携が図れば，安心して運営にあたれると思う。条例の制定をお願いします。</p>	<p>○ 本条例案では，第8条第2項の規定により，災害ボランティアセンターの設置運営に係る役割や費用分担の明確化を図ることを通じて，災害ボランティアセンターの円滑な設置及び運営を図ることを目指しております。</p>

番号	条項等	御意見（要旨）	考え方
10	第8条第2項 （相互の連携強化）	⑳ ボランティアセンターの運営に係る費用は、ボランティアの受け入れ人数によっては、自治体及び市町村社会福祉協議会の負担が大きくなることから、補助の対象拡大の要望を引き続きお願いしたい。	○ 本条例案では、第8条第2項の規定により、災害ボランティアセンターの設置運営に係る役割や費用分担の明確化を図ることを通じて、災害ボランティアセンターの円滑な設置及び運営を図ることを目指しております。
11	前文	㉑ 4行目「しかるに」、13行目「もって」は平易な表現の方が県民にとって分かりやすいのでは。	○ 御意見ありがとうございます。 分かりやすさ、思いの伝わりやすさ、文章のバランスなどについて検討を重ねた結果、現在案を採用したいと考えております。
	第8条 （相互の連携強化）	㉒ 第8条は、行政が社会福祉協議会とより連携を密にする内容であり賛成である。社会福祉協議会はボランティアセンターを運営するノウハウを持つ他にも、福祉車両やテント、発電機等ソフトとハードを有している。那珂市でも早急に災害時応援協定等を結ぶため準備している。	○ 御意見ありがとうございます。 本条例施行後の具体の取組に関する貴重な御意見として、県執行部にお伝えいたします。
	第10条 （被災者の支援の迅速かつ適切な実施）	㉓ 第10条は、まさに現場活動の中心部分である。いずれかの場面に、公費を投入して養成している防災士の活用が入ればと考える。	○ 御意見を踏まえ、防災士の方にも、本条例案の第9条第3項の規定により、地域における防災活動や災害ボランティア活動に関する気運の醸成を担っていただくよう、条文を修正いたします。 ※第2条第7号の「自主防災組織等」の定義に「防災士」を加えます。

番号	条項等	御意見（要旨）	考え方
12	前文 第2条第4号 （定義） 第10条第3号 （被災者の支援の迅速かつ適切な実施）	③⑤ 第10条第3号では「復旧復興」となっているが、前文や第2条第4号では「復興」となっており、統一すべきである。 災害ボランティア活動は「復旧」活動が主であるため、「復旧復興」が妥当と考える。	○ 御意見を踏まえ、第2条第4号の「災害ボランティアセンター」の定義の中で「復旧」と表現していた部分について、「復旧復興」という表現に修正いたします。 なお、前文については、「復旧復興」とした場合に、「生活の再建」との重複が課題になるため、原案のとおりとしております。
	第2条第1号 （定義）	③⑥ 「暴風、竜巻、豪雨、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、地滑り・・・」の災害種別となっているが、防災科学技術研究所の災害種類をベースに、「地震、津波、（火山）、洪水、強風、大雨、高潮、台風、竜巻、崖崩れ、土石流、地滑り・・・」に修正を検討してはどうか。	○ 「災害種別」について、本条例案では、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）において用いられている「災害」の定義から、本県で該当のない類型を除いて、「災害」の定義としております。
	第2条 （定義）	③⑦ 第7条（事業所の協力）があるため、第2条第8号として「事業所」の定義を追加すべき。	○ 「事業所」の用語については、法令においても定義なく使用されていることを踏まえ、本条例案においても同様としております。規定の内容を勘案しても、特段の定義を置かなくても、その解釈に支障は生じないと考えております。
	第4条第2項第1号 （県の責務）	③⑧ 行政等及び災害ボランティア相互の連携強化のため、千葉県災害対策コーディネーター的な組織があるとよい。 ※千葉県災害対策コーディネーターの役 「大規模災害時の救援・救助など地域の防災活動において、地域と行政、ボランティア組織等との連絡調整を担う地域の防災リーダー」	○ 本条例案では、第10条第1号の規定により、災害ボランティア活動の円滑な実施に資する活動を行うための団体の育成や体制の整備を図ることとしております。 なお、本条例施行後の具体的な取組に関する貴重な御意見として、県執行部にお伝えいたします。

番号	条項等	御意見（要旨）	考え方
12	第8条第1項 （相互の連携）	③⑨ 事業所を追加すべき。 「・・・市町村，社会福祉協議会，事業所及び 災害ボランティア」	○ 本条案では，第7条第1項で事業所の協力を求めるとともに，災害ボランティアに該当する場合は，第10の規定による施策の対象としております。
	第9条第3項 （人材の育成及び確保）	④⑩ 防災士を追加すべき。 「自主防災組織及び防災士等は・・・」 【理由】 1 防災士とは，社会の様々な場で減災と社会の防災力向上のための活動が期待される存在であること。 2 防災士の活性化が期待される。	○ 御意見を踏まえ，防災士の方にも，本条例案の第9条第3項の規定により，地域における防災活動や災害ボランティア活動に関する気運の醸成を担っていただくよう，条文を修正いたします。 ※ 第2条第7号の「自主防災組織等」の定義に「防災士」を加えます。